

該当する部分	見直しの方向（案）	実証試験要領における対応箇所
<p>②同一の原理・規格を使った技術（OEM技術）申請への事前対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編 Ⅲ．実証対象技術の審査 1．申請 <p>の部分に同一の原理・規格を使った技術（OEM技術）に関する情報の項目を挿入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、「g. 技術の先進性について」と「h. その他（特記すべき事項）」の間に、「h. 同一の原理・規格を使った技術（OEM技術）に関する情報*1」を挿入し、元の h. 以下の文字順を下げる。 更に、枠の中に注釈を付け、説明する。 <p>【注釈の例示】</p> <p>*1：OEM技術（同一の原理・規格を使って、性能は同じであるが、異なる名称で、異なる事業者によって販売されている技術・製品）が存在する技術・製品を申請する場合、関係者間（技術開発者、販売事業者など）で調整の上、付録1に示す“実証申請書”の他に“申請する技術とOEM技術との関係を示す文書”を提出することで、それらは同一の原理・規格を使っているが別の技術として認識される。ここで示す“申請する技術とOEM技術との関係を示す文書”とは、業務提携（契約）文書及びこれに類する文書を指す。</p>	<p>P7</p>